

損害賠償額の決定に関する急施専決処分報告について（環境局関係）

環境局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成27年9月25日

大阪市長 橋 下 徹

決定の時期、金額及び 被 害 者	事 件 概 要
平成27年7月8日 5,716,020円 見舞金 4,708,760円 医療費 1,007,260円 被 害 者 70歳代	平成25年6月17日午後4時10分ごろ、平野区喜連2丁目5番63号先路上において、本市職員中井育夫の運転するじん芥自動車 ^{けい} が、前方を走行していた乗用自動車と接触するのを避けようとして急停止した乗用自動車に追突し、同車を破損するとともに、同車を運転していた被害者が負傷したものである。 同人は、頸椎捻挫 ^{けい} 、胸椎捻挫及び腰椎捻挫のため約7箇月にわたり通院治療を続けたが、頸部及び腰部に神経症状を残した。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略